

松川町定例農業委員会議事録 第5回(8月)

- 1 開催日時 令和2年8月20日(木) 16:30 ~ 17:30
- 2 開催場所 松川町役場 協議会室
- 3 出席委員 16人

会 長 1番 松下敏章
会長代理 16番 北林秀昭
委 員 2番 塩沢澄夫 3番 中平文幸 4番 清水祐一 5番 古谷はるみ 6番 矢沢茂徳 7番 大澤美子 8番 松下守 9番 北沢ひろみ 10番 宮島善英 11番 松下正美 12番 松脇崇 13番 大場健彦 14番 新井正彦 15番 宮沢和文

4 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について
議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島公香 主事 塚本潤

6 会議の概要

- (1) 開会 一宮島係長 開会一
- (2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一
- (3) 議事録署名委員及び書記の任命
会長より 3番 中平 委員 4番 清水 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 2筆 783㎡ 田 所有権

○宮島委員説明

譲受人は、以前より当地の耕作管理をしており、所有権を取得するものであります。特に問題ないと思われれます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 90.7㎡ 田 柿干し場

○新井委員説明

平成6年に柿干し場として転用届出済みですが、柿干し場の増築として、今回の申請となりました。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局

2番 元大島 1筆 100㎡ 畑 農作業所

○松下(守)委員説明

現在は果樹園になっていますが、農機具が増えたため手狭となり、農機具車庫が必要となりました。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 534㎡ 田 アパート

議案第3号1番と議案第4号1番は関連した申請の為、同時に申請させていただきます。

○松下(守)委員説明

当初の計画では、申請地西側のアパートの駐車場として使用するものでしたが、必要が無くなったため、アパートを建築することとなりました。譲渡人と譲受人は親子関係であり、特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 394㎡ 畑 住宅

○大場委員説明

譲受人は現在アパートに住んでおり、住宅を新築したい為、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番ををお願いします。

事務局説明

3番 生田 12筆 4,775㎡ 残土処分場 一時転用

塩澤委員説明

6月の定例会でご審議いただいたものになります。周辺土地所有者からの同意は得ておりましたが、地区への説明ができていなかったため、今月の申請となりました。6月の定例会で説明したとおりです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：ここで言う一時転用とはどのようなものを言うのでしょうか。また、一時転用ということは、最終的には農地に戻るということでよろしいですか。

事務局：今回の申請は、譲渡人が農地の嵩上げをしたいという意向と、譲受人が残土処理をしたいという意向があったもので、譲受人が一時的に残土処理場として利用し、最終的に農地へ復旧するため、一時転用として扱うこととなりました。

宮沢委員：これだけの残土を運搬するのに、一般道を利用すると思いますが、どのルートで運ぶのでしょうか。一般車両への影響は考慮しているのでしょうか。

塩澤委員：2つルートがあるため、一方通行で地元農耕車両に支障の内容に対応することです。

大澤委員：将来的に農地に戻るとのことだが、確実に利用していくのか。

塩澤委員：譲渡人は高齢で、平坦な土地がない地区の為、近隣住居者からそういった農地ができることはありがたいとの意見をいただいております、所有者以外にも耕作したい方もいる為、農地としての利用に心配はないと思われま。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 8件）

所有権移転（ 1件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第5号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- ・農用地等の利用の最適化に関する指針（案）について

事務局：（資料参照）先月の定例会でも出しましたが、3年後に向けた農地利用最適化の目標を設定するものとなります。作成から3年経ちましたので更新となります。先月は、事務局で作成した（案）を確認してもらい、修正や追加等の意見をいただくようお願いをしましたが、特に意見・要望等が無かったため、今回で決定をしたいと思います。来月、正式な決定文書を提出します。

③営農支援センターから

事務局：（資料参照）新型コロナウイルスは、県内でも発生しており、身近に近づいております。3月頃からさくらんぼ農家による新型コロナウイルスと観光を両立させる為にガイドライン作成しました。ガイドラインを遵守している農家には、PRをしてもらい、安心して果物狩りできるよう発信してもらっております。それに伴い、観光農業従事者向けの感染症対策研修会を開催します。規模の大小は問いませんので、お近くの会場へぜひ参加いただきたいと思います。また、定員がありますので、事前に交流センターみらいへ電話をいただき、席の確保をしてからの参加をお願いしたいと思います。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

3番

中平 文幸



4番

清水 祐一



